6．消費税等の会計処理
　税込方式によっております。
Ⅲ　会計方針の変更
　当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用しております。
　これにより、経常利益は70,556円、税引前当期純利益は117,591円それぞれ減少しております。
Ⅳ　貸借対照表関係
　有形固定資産の減価償却累計額　15,381,057円
Ⅴ　損益計算書関係
　該当事項は、ありません。
Ⅵ　キャッシュ・フロー計算書関係
　資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	6,504,147,116円
資金期末残高	6,504,147,116円

Ⅶ　金融商品関係
1．金融商品の状況に関する事項
　当協会は、資金運用については、健康保険法施行令（大正15年６月30日勅令第243号）第１条に定める金融商品に限定し、資金調達については、銀行からの借入により行っております。
　未収債権等については、当協会の定める債権管理方法に従って、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
　借入金の使途は短期運転資金であり、厚生労働大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。また、リース取引は、設備投資等に係るものです。なお、船員保険勘定においては、当期は借入金による資金調達は行っておりません。
2．金融商品の時価等に関する事項
　期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　現金及び預金	6,504,147,116	6,504,147,116	—
⑵　未収入金	1,428,357,535		
貸倒引当金	△ 901,632,616		
	526,724,919	526,724,919	—
⑶　被保険者貸付金	1,271,100	1,271,100	—
⑷　金銭の信託	30,011,894,269	29,987,111,948	△ 24,782,321
資産計	37,044,037,404	37,019,255,083	△ 24,782,321
⑴　未払金	2,528,077,707	2,528,077,707	—
⑵　リース債務	3,207,767	3,237,552	29,785
負債計	2,531,285,474	2,531,315,259	29,785

㈱1．金融商品の時価の算定方法に関する事項
資産
⑴　現金及び預金
　短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
⑵　未収入金
　回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。
⑶　被保険者貸付金
　短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
⑷　金銭の信託
　取引金融機関から提示された価格によっております。
負債
⑴　未払金
　短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
⑵　リース債務
　元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
Ⅷ　資産除去債務関係
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
⑴　当該資産除去債務の概要
　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産のリース期間終了に伴う撤去費用等に関し資産除去債務を計上しております。
⑵　当該資産除去債務の金額の算定方法
　使用見込期間を当該リース資産のリース期間（４～５年）と見積り、割引率は当該リース期間に見合う国債の流通利回り（0.408％）を使用して資産除去債務の金額を算定しております。
⑶　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高㈱	289,840円
時の経過による調整額	1,183円
期末残高	291,023円

㈱　当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。
Ⅸ　重要な債務負担行為
　該当事項は、ありません。
Ⅹ　重要な後発事象
　該当事項は、ありません。